

改正後

個④002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書【表面】

平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の 7 月 (11 月) 減額申請書

11 月減額申請の場合は「7 月」の文字を抹消してください。

税務署長 住所 (〒) 職業

フリガナ氏名 電話番号

年 月 日提出

平成 29 年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

通知を受けた金額		申請金額	
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円	円
予 定 納 税 額	第 1 期 分		
	第 2 期 分		

○「通知を受けた金額」欄には、「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11 月減額申請の場合で、既に 7 月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (㉑の金額)」、「予定納税額 (㉒、㉓の金額)」をそれぞれ書いてください。

1 減額申請の理由 (該当する項目を○で囲んでください。
 廃業 休業 失業 災害 途難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)

2 減額申請の具体的な理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

3 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。)

1) _____ 2) _____ 3) _____ 4) _____

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

平成 29 年分の所得金額の見積額	申請金額	課税される所得金額	申請金額
営業等・農業 ①	円	①に対する額 ②	円
不動産 ②		②に対する額 ③	円
利子 ③		③に対する額 ④	円
配当 ④		④に対する額 ⑤	円
給与 ⑤		⑤に対する額 ⑥	円
雑 ⑥		⑥に対する額 ⑦	円
総合譲渡・一時 ⑦		⑦に対する額 ⑧	円
合計 ⑧		⑧に対する額 ⑨	円
雑損控除 ⑩		⑩に対する額 ⑪	円
医療費控除 ⑫		⑫に対する額 ⑬	円
社会保険料控除 ⑬		⑬に対する額 ⑭	円
生命保険料控除 ⑭		⑭に対する額 ⑮	円
地震保険料控除 ⑮		⑮に対する額 ⑯	円
寄附金控除 ⑯		⑯に対する額 ⑰	円
障害者・寡婦控除 ⑰		⑰に対する額 ⑱	円
配偶者控除 ⑱		⑱に対する額 ⑲	円
配偶者特別控除 ⑲		⑲に対する額 ⑳	円
扶養控除 ㉑		㉑に対する額 ㉒	円
基礎控除 ㉒	380,000	㉒に対する額 ㉓	円
合計 ㉓		㉓に対する額 ㉔	円

ご注意
 ①この申請書の提出期限は、原則として、7 月減額申請の場合は 7 月 15 日、11 月減額申請の場合は 11 月 15 日です。
 ②予定納税額は 7 月減額申請と 11 月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
 ③変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

通信日付印の年月日 確認印 整理番号 青白区分 振替納税利用金融機関番号 一連番号

年 月 日 0 | | | | |

改正前

個④002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書【表面】

平成 28 年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の 7 月 (11 月) 減額申請書

11 月減額申請の場合は「7 月」の文字を抹消してください。

税務署長 住所 (〒) 職業

フリガナ氏名 電話番号

年 月 日提出

平成 28 年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

通知を受けた金額		申請金額	
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円	円
予 定 納 税 額	第 1 期 分		
	第 2 期 分		

○「通知を受けた金額」欄には、「平成 28 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11 月減額申請の場合で、既に 7 月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (㉑の金額)」、「予定納税額 (㉒、㉓の金額)」をそれぞれ書いてください。

1 減額申請の理由 (該当する項目を○で囲んでください。
 廃業 休業 失業 災害 途難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)

2 減額申請の具体的な理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

3 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。)

1) _____ 2) _____ 3) _____ 4) _____

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

平成 28 年分の所得金額の見積額	申請金額	課税される所得金額	申請金額
営業等・農業 ①	円	①に対する額 ②	円
不動産 ②		②に対する額 ③	円
利子 ③		③に対する額 ④	円
配当 ④		④に対する額 ⑤	円
給与 ⑤		⑤に対する額 ⑥	円
雑 ⑥		⑥に対する額 ⑦	円
総合譲渡・一時 ⑦		⑦に対する額 ⑧	円
合計 ⑧		⑧に対する額 ⑨	円
雑損控除 ⑩		⑩に対する額 ⑪	円
医療費控除 ⑫		⑫に対する額 ⑬	円
社会保険料控除 ⑬		⑬に対する額 ⑭	円
生命保険料控除 ⑭		⑭に対する額 ⑮	円
地震保険料控除 ⑮		⑮に対する額 ⑯	円
寄附金控除 ⑯		⑯に対する額 ⑰	円
障害者・寡婦控除 ⑰		⑰に対する額 ⑱	円
配偶者控除 ⑱		⑱に対する額 ⑲	円
配偶者特別控除 ⑲		⑲に対する額 ⑳	円
扶養控除 ㉑		㉑に対する額 ㉒	円
基礎控除 ㉒	380,000	㉒に対する額 ㉓	円
合計 ㉓		㉓に対する額 ㉔	円

ご注意
 ①この申請書の提出期限は、原則として、7 月減額申請の場合は 7 月 15 日、11 月減額申請の場合は 11 月 15 日です。
 ②予定納税額は 7 月減額申請と 11 月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
 ③変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

通信日付印の年月日 確認印 整理番号 青白区分 振替納税利用金融機関番号 一連番号

年 月 日 0 | | | | |

改正後	改正前
<p>個④002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">申告納税見積額等の計算書の書き方</p> <p>1 「所得金額」①～⑩欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成29年分の所得金額を見積もって書いてください。 この場合、次の点に注意してください。 (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。 ※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。 (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成29年分給与所得の連算表」により求めた金額を書きます。 (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$ (4) 「⑨、⑩」の各欄……次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。 イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……………「分離短期譲渡」 ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……………「分離長期譲渡」 ハ 一般株式等の譲渡所得……………「一般株式等の譲渡等」 ニ 上場株式等の譲渡所得……………「上場株式等の譲渡等」 ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……………「上場株式等の分離配当等」 ヘ 分離課税の先物取引の雑所得……………「先物取引の分離雑等」 ト 山林所得……………「山林」</p> <p>2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑭欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成29年分の控除額を見積もって書いてください。</p> <p>3 「税額」⑮～⑲欄 (1) 「上の⑮に対する税額」⑮欄……「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成29年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 (2) 「上の⑯に対する税額」⑯欄……1の(4)の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額（⑮、⑯の各種の金額）に対する税額を書きます。 イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$ 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。 ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$ 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。 ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$ ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$ ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$ ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$ ト 課税山林の金額に対する税額……「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成29年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。</p> <p>4 「配当控除、投資税額等の控除」⑳欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。 (1) 配当控除……「⑳の金額＋課税分離短期譲渡の金額＋課税分離長期譲渡の金額＋一般株式等の課税譲渡等の金額＋上場株式等の課税譲渡等の金額＋上場株式等の課税分離配当等の金額＋先物取引の課税分離雑等の金額」が、 イ 1千万円以下の場合……「㉑の金額×10%」になります。 ④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。 ロ 1千万円を超える場合……税務署にお尋ねください。 (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。</p> <p>5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉑欄、「政党等寄附金等特別控除」㉒欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉓欄……税務署にお尋ねください。</p> <p>6 「災害減免額、所得税に係る外国税額控除額」㉔欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額及び所得税に係る外国税額控除額の合計額を書きます。 (注) 所得税に係る外国税額控除額には、外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。</p> <p>7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉕欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。 $\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$</p> <p>8 「予定納税額」㉖、㉗欄 (1) 7月減額申請の場合 「第1期分」㉖欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉖の金額の3分の1 「第2期分」㉗欄 } に当たる金額を書きます。 (2) 11月減額申請の場合 「第1期分」㉖欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。 「第2期分」㉗欄……「申告納税見積額」㉖－「第1期分」㉖ × $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。 ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉖の金額の2分の1に当たる金額を書きます。 (注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額（㉖欄）については、復興特別所得税相当額（所得税額の2.1%）（㉗欄）を含めて計算します。</p> <p>● 申告納税見積額等の計算は、平成29年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うこととなります。 この計算は、6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在で平成29年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。</p> <p>● この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。</p>	<p>個④002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">申告納税見積額等の計算書の書き方</p> <p>1 「所得金額」①～⑩欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成28年分の所得金額を見積もって書いてください。 この場合、次の点に注意してください。 (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。 ※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。 (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として「平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成28年分給与所得の連算表」により求めた金額を書きます。 (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$ (4) 「⑨、⑩」の各欄……次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。 イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……………「分離短期譲渡」 ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……………「分離長期譲渡」 ハ 分離課税の一般株式等の譲渡所得……………「一般株式等の譲渡等」 ニ 分離課税の上場株式等の譲渡所得……………「上場株式等の譲渡等」 ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……………「上場株式等の分離配当等」 ヘ 分離課税の先物取引の雑所得……………「先物取引の分離雑等」 ト 山林所得……………「山林」</p> <p>2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑭欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成28年分の控除額を見積もって書いてください。</p> <p>3 「税額」⑮～⑲欄 (1) 「上の⑮に対する税額」⑮欄……「平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成28年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 (2) 「上の⑯に対する税額」⑯欄……1の(4)の所得がある場合に次により求めたこれらの課税される所得金額（⑮、⑯の各種の金額）に対する税額を書きます。 イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$ 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。 ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$ 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。 ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$ ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$ ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$ ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 $\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$ ト 課税山林の金額に対する税額……「平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成28年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。</p> <p>4 「配当控除、投資税額等の控除」⑳欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。 (1) 配当控除……「㉑の金額＋課税分離短期譲渡の金額＋課税分離長期譲渡の金額＋一般株式等の課税譲渡等の金額＋上場株式等の課税譲渡等の金額＋上場株式等の課税分離配当等の金額＋先物取引の課税分離雑等の金額」が、 イ 1千万円以下の場合……「㉒の金額×10%」になります。 ④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。 ロ 1千万円を超える場合……税務署にお尋ねください。 (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。</p> <p>5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉑欄、「政党等寄附金等特別控除」㉒欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉓欄……税務署にお尋ねください。</p> <p>6 「災害減免額、所得税に係る外国税額控除額」㉔欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額及び所得税に係る外国税額控除額の合計額を書きます。 (注) 所得税に係る外国税額控除額には、外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。</p> <p>7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉕欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。 $\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$</p> <p>8 「予定納税額」㉖、㉗欄 (1) 7月減額申請の場合 「第1期分」㉖欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉖の金額の3分の1 「第2期分」㉗欄 } に当たる金額を書きます。 (2) 11月減額申請の場合 「第1期分」㉖欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。 「第2期分」㉗欄……「申告納税見積額」㉖－「第1期分」㉖ × $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。 ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉖の金額の2分の1に当たる金額を書きます。 (注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額（㉖欄）については、復興特別所得税相当額（所得税額の2.1%）（㉗欄）を含めて計算します。</p> <p>● 申告納税見積額等の計算は、平成28年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うこととなります。 この計算は、6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在で平成28年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。</p> <p>● この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。</p>